

健康・福祉の充実

第1節 健康づくりの推進

- (1) 健康増進計画の推進
- (2) 母子保健の推進
- (3) 生活習慣病予防の推進
- (4) 疾病予防の推進
- (5) 地域保健活動の推進
- (6) 食育の推進

第2節 医療体制の充実

- (1) 地域医療体制の充実
- (2) 救急医療体制の充実
- (3) 渋川総合病院の機能の充実

第3節 地域福祉の充実

- (1) 自立支援の確立
- (2) 日常生活の向上
- (3) 福祉活動の充実

第4節 子育て環境の充実

- (1) 次世代育成支援行動計画の推進
- (2) 保育・相談体制の充実
- (3) 子育て支援の充実
- (4) 学童保育の充実
- (5) 児童虐待の未然予防

第5節 高齢者福祉の充実

- (1) 高齢者の安全・安心対策の推進
- (2) 高齢者の生きがいづくりの充実
- (3) 高齢者の社会参加の促進

第6節 障害者(児)福祉の充実

- (1) 障害者計画の推進
- (2) 障害福祉計画の推進

第7節 介護保険の充実

- (1) 介護予防の推進
- (2) 介護サービスの充実
- (3) 地域ケアネットワークの整備
- (4) 介護保険制度の健全な運営、
制度の信頼性の確保

第8節 国民健康保険の円滑な 運営と国民年金制度の推進

- (1) 国民健康保険財政の安定化
- (2) 医療費の適正化
- (3) 国民健康保険診療所の運営
- (4) 国民年金制度の推進



第1節 健康づくりの推進

現況と課題

健康は、充実した人生を送るための最も基礎的な条件となるものです。

生活習慣病予防の必要性がますます重視されており、健診受診率の向上と健診後の保健指導の充実や若年層からの生活習慣病予防対策が求められています。

また、平成18年度には、「がん対策基本法」が制定され、がん予防・早期発見の推進を図ることとされています。

さらに、糖尿病、心臓病、脳卒中などの生活習慣病の増大に伴う医療費の伸びを抑制するため、生活習慣病に関わる健診と保健指導が国民健康保険などの医療保険者に義務づけられ、平成20年度から実施されます。

本市においては、平成19年度に策定された「健康増進計画*1」に基づいて、市民の健康増進のための施策として、乳幼児の健康診査や各種がん検診、また市民自らが行う健康づくり活動の支援などを実施しています。

乳幼児健康診査では、受診率も高く、予防接種の接種率も高い割合を維持していますが、がん検診の受診率は、高いものとは言えない状況です。

このようなことから、乳幼児健康診査については、引き続き高い受診率、接種率を維持しながら育児支援を強化し、生活習慣病予防のための健診については、疾病予防と早期発見に努め、受診率の向上を図る必要があります。

また、健康の維持増進には、市民自らの健康に対する意識が欠かせないことから、市民意識の啓発や、健康推進員や食生活改善推進員を中心とした地域活動への支援体制の強化が求められています。

胃がん検診受診者数



資料：健康管理課



乳幼児健康診査

市民会議の提言



行政が
できること

- 健康づくり教育の強化により生活習慣病予防意識の向上を図るとともに、自治体検診の更なる充実を図ってほしい。

市民意識調査



- 健康診断の義務化による病気の早期発見ができる体制をつくってほしい。
- メタボリックシンドロームの予防として相談体制を充実してほしい。

基本方針

生涯一貫した健康管理体制の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の緊密な連携のもとに総合的な健康づくりを推進します。

施策の展開

(1) 健康増進計画の推進

「健康増進計画」に基づき、子どもから高齢者まで、市民が健康的な生活習慣を身につけ、生活の質の向上に努めながら、健康寿命を延ばせるような各種施策を展開していきます。

(2) 母子保健の推進

保健師などの訪問指導や、健診と相談事業などにより、疾病などの早期発見や育児支援を行い、妊婦、乳幼児から思春期まで「次世代育成支援行動計画」に基づき各種施策を実施し、健康な心身の基礎となる母子保健の推進を図ります。

(3) 生活習慣病予防の推進

がん検診などの各種検診、健康教育と健康相談事業を医療保険者（国民健康保険など）と連携をとりながら、より充実した事業展開を図り、生活習慣病の予防を推進します。

(4) 疾病予防の推進

予防接種は多くの疾病の流行防止に大きな成果を上げ、感染症による患者の発生や死亡数を大幅に減少させてきた、きわめて重要な事業であることから、乳幼児、学童、高齢者に対し予防接種を行い、疾病予防を推進します。

(5) 地域保健活動の推進

市民が自ら進んで健康づくりに取り組めるよう、健康推進員活動、食生活改善推進員活動などの地域活動を活発にするため、地区組織の育成を図り、地域における健康づくりの支援を図ります。

(6) 食育の推進

国では「食育基本法*2」が制定され、市町村においても「食育推進計画」の策定が求められています。食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育むため、関係機関と連携し、食育の推進を図ります。

指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
胃がん検診受診率	19.9%	50.0%
乳幼児健康診査受診率	3か月 97.1%	100%
	1歳6か月 97.2%	
	3歳 95.6%	

*1 健康増進計画：健康増進法に基づき、住民の健康増進の推進に関する計画です。

*2 食育基本法：食生活をめぐる環境の変化に伴い、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進するため、平成17年に制定された法律です。

第2節 医療体制の充実

現況と課題

市民の医療ニーズの多様化と市民の健康志向がますます高まるなか、市民が安心して生活を送るためには、誰もが、いつでも、どこでも、等しく良質な医療を受けられる環境の整備が必要です。

しかし、生活様式や食生活の変化に伴う生活習慣病中心の疾病構造の変化に伴い、医療技術の専門化など医療に対するニーズはますます複雑、多様化しています。

一方、平成16年度から新たに始まった医師臨床研修制度により、医師の診療科偏在、地域偏在などが社会問題化し、渋川総合病院でも医師の不足が生じ、診療活動や救急患者の受け入れなどに影響が出ています。

市民意識調査では、医療体制の充実を望む意見の割合が全体の6割を超え、市民の医療体制の充実への期待の大きさがうかがえます。

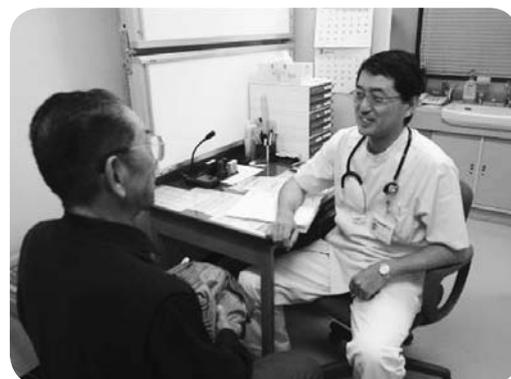
本市の平成19年4月1日における医療機関の状況は、渋川総合病院をはじめとした10病院、92診療所、医師数177人、病床数1,853床となっています。

夜間救急診療は、夜間急患診療所や病院群輪番制*1などにより対応していますが、今後さらに、市民のニーズに適切に対応できる、救急医療体制を充実していく必要があります。特に、地域医療の核である渋川総合病院においては、医師をはじめとして看護師などの確保を含む診療体制の整備が重要で緊急の課題となっています。

病院群輪番制病院（第二次救急医療施設*2）

病院名	所在地
渋川総合病院	渋川市渋川1338-4
西群馬病院	渋川市金井2854
関口病院	渋川市渋川1693-12
北毛病院	渋川市有馬237-1
渋川中央病院	渋川市石原508-1
北関東循環器病院	渋川市北橘町下箱田740

資料：渋川地区広域市町村圏振興整備組合



渋川総合病院の診察の様子

市民会議の提言



行政が
できること

- 渋川総合病院を核として、市内の各医療施設との連携強化を進めてほしい。

市民意識調査



- 救急などで安心していける病院的整備をしてほしい。
- 専門病院や医師を充実してほしい。
- 幼児の診療時間の延長や夜間診療の充実をしてほしい。

基本方針

市民への適切な医療サービスを提供するため、渋川総合病院を核とした地域の医療機関の連携を強化し、医療体制を充実します。

施策の展開

(1) 地域医療体制の充実

渋川総合病院を地域医療の核として、地域の病院や診療所との機能分担の明確化や医療連携を推進し、円滑な地域医療が行えるよう、地域医療体制の充実に努めます。

また、広域的災害に対する医療救護体制を確立するため、関係機関や近隣市町村との連携を図り、災害時の医療体制の整備に努めます。

(2) 救急医療体制の充実

救急時における適切な対応を図るため、地区医師会・歯科医師会との連携を図り、夜間急患診療所、休日当番医制や病院群輪番制を促進するなど救急医療体制の充実に努めます。

また、心停止状態の人の救命のため、自動体外式除細動器*³(AED)の公共施設などへの配備を進めるとともに、市民に対する心肺蘇生法など応急手当方法の普及、啓発などに努めます。

(3) 渋川総合病院の機能の充実

地域の中核病院として、急性期医療を中心とした医療や高度専門医療、また、災害医療や感染症医療に対応するため医師、看護師などの人材確保に努めるとともに、施設整備や高度医療機器などの整備を図ります。

指標

項目	現状値(平成14年度)	目標値(平成24年度)
渋川保健医療圏入院自足率* ⁴	60.0%	65.0%

- *1 病院群輪番制：地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間などにおける重症救急患者の入院治療を実施する体制のことを言います。
- *2 第二次救急医療施設：入院治療や手術などに対応できる救急医療施設で、県知事から救急告示病院の許可を受けている病院です。
- *3 自動体外式除細動器：心臓の突然の停止の際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器です。
- *4 渋川保健医療圏入院自足率：渋川保健医療圏域（渋川市、榛東村、吉岡町）に住所のある入院患者が、圏域の医療機関に入院している割合です。

第3節 地域福祉の充実

基本計画

現況と課題

少子高齢化や核家族化が進行するなかで、国では、措置する福祉から自立する福祉への方向転換を進めてきました。

多様化する市民の福祉ニーズに対応するためには、保健、医療、福祉の各分野が連携を強化する必要があります。子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、全ての市民が地域においていきいきとした生活が送れるよう、地域福祉の充実を図る必要があります。

本市においても、民生委員児童委員や関係機関が積極的に要援護者の実態を把握するなどの活動を展開し、生活相談や指導を行っています。

このようなことから、母子世帯、被保護世帯などに対して民生委員児童委員や関係機関との連携を図りながら、要援護者の自立と社会参加を促し、自立更正を促進する必要があります。

生活保護費の推移



資料：社会福祉課、群馬県中部県民局



福祉イベント「ボランティアの日」

健康・福祉の充実

基本方針

自立する福祉を目的として、市民が地域の中で安心して生活できるために関係機関と連携を強化し適切な支援を行うことにより、地域福祉の充実を図ります。

施策の展開

(1) 自立支援の確立

働く能力や意欲のある母子世帯、被保護世帯などに対して、民生委員児童委員、保健師、栄養士などの協力のもと、「就労支援事業活用プログラム*1」を活用して、自立を促進します。

(2) 日常生活の向上

心身の健康を損ないつつあり、地域社会との繋がりが欠けている被保護者世帯の高齢者などに対して「高齢者健康維持・向上プログラム*2」を活用し、社会との繋がりの維持、向上を図ります。

(3) 福祉活動の充実

地域福祉活動が円滑に展開できるよう、社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア、生活支援員などの活動に対する支援の強化を図ります。

指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
支援員（民生委員児童委員、ボランティア、生活支援員）数	1,502人	1,570人

- *1 就労支援事業活用プログラム：就労可能と判断される被保護世帯に対して、ハローワークと連携を図り、自立・就業に結びつけるための就労支援セミナー、就業バックアップ講座などの支援を行うことです。
- *2 高齢者健康維持・向上プログラム：高齢者で心身の健康を損ないつつある被保護者に対してケースワーカー、保健師、民生委員児童委員などが連携し必要な見守りや地域社会との交流などにより社会との繋がりの維持向上を図るものです。

第4節 子育て環境の充実

基本計画

現況と課題

子どもたちを取り巻く環境は、核家族化や、女性の社会進出、就労形態の多様化などに伴い、大きく変化しています。

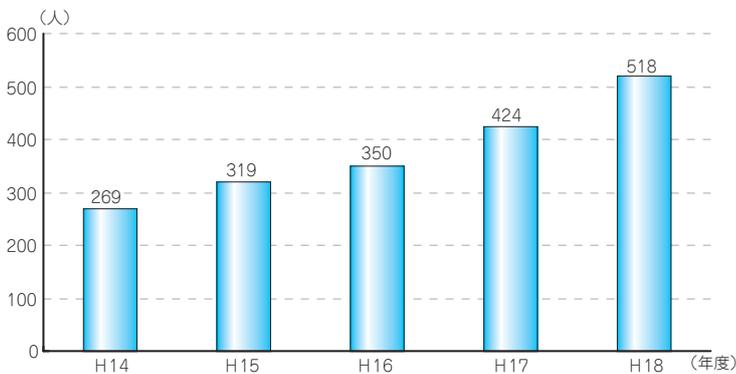
また、平成17年の国の合計特殊出生率*1が1.26となり、少子化が急速に進行するなか、出産や育児、子育てにかかる負担の軽減を図り、子どもを生み育てやすい環境を整えることが必要となっています。

本市では、「次世代育成支援行動計画」に基づき、市民が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりや、子どもたちが夢と希望をもち、個性を発揮できる環境づくりに向け、公立保育所5か所の設置や民間保育所9か所への運営支援、出産祝金支給などの施策をはじめ、放課後児童の健全育成を図るため、市内15か所に放課後児童クラブを設置しています。

このようなことから、「次世代育成支援行動計画」に基づいて良好な保育環境を提供するため、老朽化した公立保育所の整備に努めるとともに、放課後児童クラブの一層の充実を進める必要があります。

また、急増する児童虐待などをはじめとした子育て相談の増加に伴い、関係機関との連携を図り、情報を共有し、迅速で適切な対応が求められています。

放課後児童クラブ児童数の推移



資料：社会福祉課



地域子育て支援センター（こあらクラブ）

市民会議の提言



行政が
できること

- 学童保育施設の新設や、長時間保育など保育内容の充実を図ってほしい。

市民意識調査



- 学童保育の継続と充実
- 子育て支援の場や制度を充実してほしい。
- 少子化対策の充実が必要

基本方針

少子化が急速に進行する状況のもと、市民のニーズを的確に捉え、子どもの安全を基本とした、幅広い視野に立った子育て支援施策を推進します。

施策の展開

(1) 次世代育成支援行動計画の推進

幅広い観点から子育て支援を行うための「次世代育成支援行動計画」を着実に進めるため、設定した目標の進行管理に取り組みます。

また、子どもを取り巻く環境のより一層の整備に向け、子どもの視点に立った施策に取り組むため、「子ども条例」などの制定について検討を進めます。

(2) 保育・相談体制の充実

延長保育や一時保育を実施する保育所を増やすことにより、多様化する保育ニーズに的確に対応するため、必要な既存施設の改善や適正な配置の実現を目指します。

また、子育てにかかる保護者の不安を解消できるよう、家庭児童相談室や未就園児とその保護者を対象とした地域子育て支援センターの充実を図り、育児不安についての相談指導や子育てのための情報提供などを積極的に実施します。

(3) 子育て支援の充実

第2子以降の出産を対象にした出産祝金支給事業や児童手当の支給を行います。また、国の基準を上回る出産育児一時金の支給や乳幼児などの医療費助成制度の充実を図ります。

仕事と育児の両立を図るためのファミリー・サポート・センター*2などの支援体制を充実し、安心して子育てができる環境の整備を推進します。

(4) 学童保育の充実

放課後などの児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブの整備を進めるとともに、民間による適正な運営に対する支援を充実します。

(5) 児童虐待の未然予防

急増する児童虐待に対応するため、ネットワークを活用した早期発見、早期対応はもとより、児童虐待の未然予防に努めます。

指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
しぶかわファミリー・サポート・センターの活動件数	588件	1,000件

*1 合計特殊出生率：一人の女性が一生に生む子どもの数を示します。

*2 ファミリー・サポート・センター：子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育ての協力をしてくれる人（援助会員）との相互援助活動を行うための組み合わせを調整する機関です。

第5節 高齢者福祉の充実

基本計画

現況と課題

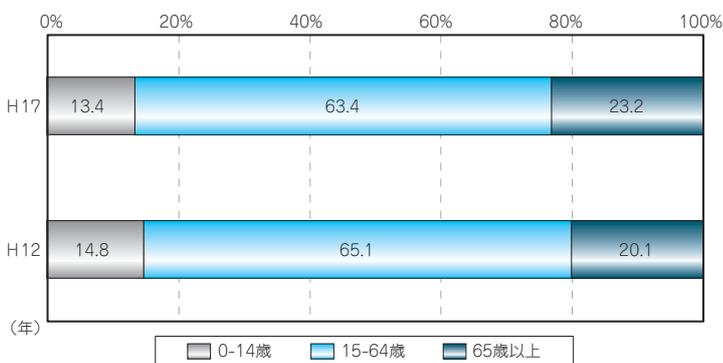
高齢化が進行するなかで、本市では、高齢者を含む世帯のうち、ひとり暮らしや夫婦二人暮らしなどの高齢者世帯が半数近くを占め、今後も増加することが予測されます。また、いわゆる団塊の世代*1の高齢化により、活動的な高齢者が多くなることが見込まれるなど、これまでにない本格的な高齢社会を迎えようとしています。

本市における65歳以上の高齢者人口は平成18年9月末で20,563人、総人口に占める高齢者の割合は23.5%と、ここ数年来、上昇傾向が続き、今後もさらに高くなるものと推計されています。

本市では、これまで高齢者福祉対策として、様々な取り組みを進めてきました。小野上地区には、ひとり暮らしに不安のある高齢者のための生活支援ハウス*2があり、不安の解消を図っていますが、今後も、高齢者が安心して生活を送ることができるように、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、民間活力を活用し、高齢者向け優良賃貸住宅*3や登録住宅*4の普及に努める必要があります。

また、高齢者の健康保持や生きがいづくりのため、スポーツ・レクリエーション活動などに取り組むとともに、高齢者の様々なニーズに対応した各種教室などを実施していますが、今後、さらに高齢者のニーズに応じた事業を推進し、老人クラブやシルバー人材センターの活動を積極的に支援していく必要があります。

年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査



健康保持と生きがいづくり「グランドゴルフ」

市民会議の提言



行政ができること

● お年寄りの集まれる場所と子どもたちの集まれる場所の一体化を図りたい。



市民と行政が協働できること

● 高齢者の一人暮らし世帯の見回り体制を市民と行政が連携して充実したい。

市民意識調査



- 高齢者の受け入れ施設を充実してほしい。
- 車社会解消など高齢者の生活しやすい環境をつくってほしい。
- 高齢者ボランティアなどの積極的な活用
- 高齢者同士が助け合える居場所、寄合所を設置してほしい。

基本方針

高齢者が安心して生活を送ることができるよう、これからの高齢者像の目標を「健康な65歳」から「活動的な85歳」とし、生涯を通じた生きがいつくりの推進に努めるとともに、高齢者の社会参加を積極的に促進します。

施策の展開

(1) 高齢者の安全・安心対策の推進

ひとり暮らしや夫婦二人暮らしなどの高齢者のみの世帯や、支援が必要な高齢者やその家族に対し、日常生活への支援を引き続き行うとともに、寝たきり高齢者などの介護を続ける家族の負担軽減と、在宅介護の促進を図るための支援を充実します。

また、民間活力を活用した高齢者向け優良賃貸住宅や登録住宅の普及に努めます。

(2) 高齢者の生きがいつくりの充実

高齢者の健康保持や生きがいつくりのため、体力や運動能力に応じたスポーツ・レクリエーションや文化活動などを支援するとともに、様々な講座や各種教室、講演会の開催など学習機会を充実します。

また、高齢者のレクリエーションや集いの場であり、健康保持と生きがいつくりのための拠点である高齢者サロン*5を含めた福祉施設の充実を図るとともに、利用者のニーズに合った事業を行います。

(3) 高齢者の社会参加の促進

高齢者の社会参加活動の一環として、老人クラブ活動や世代間交流を積極的に支援します。

また、高齢者の就業機会と、高齢者がそれぞれ持っている能力や経験を活かす場を確保するため、シルバー人材センターに対し積極的な支援を行います。

指標

項目	現状値(平成18年度)	目標値(平成24年度)
60歳以上の老人クラブ加入率 ()内は加入者数	43.0% (11,161人)	43.0%
60歳以上のシルバー人材センター入会率 ()内は入会者数	2.8% (730人)	3.0%

*1 団塊の世代：1947年から1949年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代のことです。

*2 生活支援ハウス：居住部門とデイサービスなどを併設し、独立して生活することに不安がある高齢者を支援する施設です。

*3 高齢者向け優良賃貸住宅：「バリアフリー」や「緊急時対応サービス」などの機能を備えた民間が整備する優良賃貸住宅のことです。

*4 登録住宅：高齢者の入居を拒否しない都道府県知事の登録を受けた賃貸住宅のことです。

*5 高齢者サロン：ボランティアや地域の住民によって運営される高齢者の支え合いの場のことです。

第6節 障害者（児）福祉の充実

基本計画

現況と課題

国の障害者施策は、障害者が生まれ育った地域で生活できるための施策へと大きく変わってきています。平成15年度には「支援費制度」が施行され、これまでの措置制度から障害者自らが福祉サービス提供事業者を選び契約することにより、サービスの提供を受ける仕組みに変わりました。

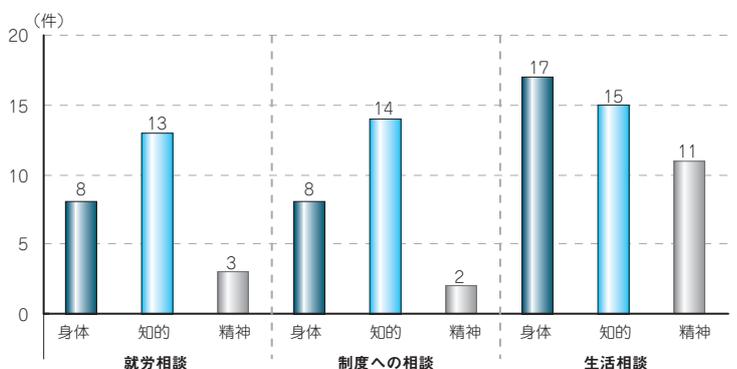
また、平成18年度には、身体障害、知的障害、精神障害と障害ごとに分かれていた仕組みから、市町村による一元的な福祉サービスを提供する仕組みへの転換や、利用者負担の見直しなどを柱とした「障害者自立支援法」が施行されました。

このため、本市においては、福祉サービスを受けるために必須要件となった障害程度区分認定のための自立支援審査会を、榛東村、吉岡町と共同で設置し、その運営にあたっています。

また、市が主体となって取り組む地域生活支援事業については、障害者などの要望を考慮し、支援内容が選択できる事業を推進しています。

今後は、平成18年度に策定した「渋川市障害者計画」や福祉サービスの数値目標を定めた「渋川市障害福祉計画」に基づいた各種の施策を推進していく必要があります。

なんでも相談件数



※平成18年10月～19年3月までの件数

資料：社会福祉課



障害者の自立支援の拠点の1つとなる「地域活動支援センター かえでの園」

市民意識調査



- 公共トイレのユニバーサルデザイン化をしてほしい。
- 雇用対策など社会全体でのフォロー対策の充実

基本方針

障害者（児）が安全で安心して生活できるよう、ノーマライゼーションを基本理念として、障害者自立支援法に基づき各種施策を推進し自立の支援に努めます。

施策の展開

（1）障害者計画の推進

「地域での支えあいをもとに、障害のある人もない人も、その人らしく暮らしていける“あたかいまち渋川”を、市民みんなの力でつくっていきましょう！」を基本理念に定めた「障害者計画」の6つの基本目標を達成するため、障害者の自立の尊重、地域生活への移行、地域特性に応じたきめ細やかな対応などを視点として定めた各基本目標ごとの基本施策を推進します。

（2）障害福祉計画の推進

自立支援事業（施設入所者などの地域生活への移行、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービス、短期入所などの日中活動系サービスなど）や地域生活支援事業（相談支援事業や日常生活用具給付事業など）にそれぞれ数値目標を定め、その数値目標を達成するため、障害福祉計画を推進します。

指標

項 目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
訪問系サービス給付時間／月	926.5時間	1,072 時間
日常生活用具等給付人員／年	144人	364人

第7節 介護保険の充実

基本計画

現況と課題

平成12年度にスタートした介護保険制度は、在宅サービスを中心に介護サービスの利用が急速に拡大しながら、老後の安心を支える仕組みとして定着してきました。

本市の給付決定件数は、平成18年度で約65,000件、在宅サービスが、全体の88.5%であり、この給付決定件数は、年々、増加の一途をたどっています。

今後、団塊の世代の高齢化が一層進むなかで、認定者数や介護サービス利用者数が増え、大幅な給付費の増加が見込まれます。

また、高齢者ができる限り介護を必要とせず、自立した生活が送れるよう、介護予防と介護を重度化、長期化させない施策展開が求められています。

このことから、今後見込まれる認知症やひとり暮らしの高齢者の増加に対応し、支援が必要な高齢者を地域全体で支えるためのシステムの確立や、介護予防に重点を置いた新たな枠組みの一つとして設置した地域包括支援センターの一層の体制の整備、充実が求められています。

保険料については、現在、全国平均、県平均をともに下回る状況にあり、また、収納率については、県平均を上回る状況にあります。介護保険の健全な運営と給付の適正化を図るために、保険料の適正な見直しと、収納率の向上、さらに、認定審査の公平性の確保や事業者への指導、検査体制の強化、充実が求められています。

介護居宅サービスの推移



資料：介護保険事業年報



筋力アップ教室

市民意識調査



- 介護施設など施設の充実をしてほしい。

基本方針

高齢者のニーズに合った適切なサービスの提供と、利用者への円滑で質の高いサービスの提供を推進するとともに、効果的な介護予防事業などを積極的に実施し、老後の安心を支える仕組みとして定着してきた介護保険制度の維持、発展に努めます。

施策の展開

(1) 介護予防の推進

介護保険制度の改正に伴い創設された地域支援事業*1の充実と効果的な事業の実施に努めます。自立した生活を送っている一般高齢者*2に対しては、健康状態を維持し要介護状態にならないための事業を推進するとともに、介護が必要になる可能性の高い特定高齢者*3に対しては、通所型、訪問型介護予防事業の充実に努めます。

また、地域支援事業や軽度の認定者に対する予防給付において、一貫性、連続性ある介護予防サービスを提供するため、地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント*4について、早急にその確立を図るとともにケアマネジメント業務の質と技術の向上を図ります。

(2) 介護サービスの充実

介護や支援が必要な高齢者が十分なサービスが受けられるよう、既存のサービス基盤の充実と新規事業者の参入を促進し、需要に応じた基盤整備を積極的に促進します。

また、事業者への指導、検査体制の強化を図り、介護サービスの質の向上に努めます。

(3) 地域ケアネットワークの整備

地域における介護予防の拠点として、「渋川市高齢・くらし支えあいプラン」で設定した4つの生活圏域に対応した地域包括支援センターの充実に図り、市内の保健・福祉関係の専門機関や地域団体などの多くの社会資源を有機的に結びつけ、高齢者の日常生活を支えていくためのネットワークを構築します。

(4) 介護保険制度の健全な運営、制度の信頼性の確保

保険料収納率の向上を図るため、特別収納対策を今後も実施します。

また、不正請求や不適切なサービス提供がないよう給付の適正化に努めます。

認定調査については、保健師などによる実施体制を維持、強化するとともに、介護認定審査会*5の審査、判定については、審査会委員の研修や判定結果の分析などを通じ、要介護認定の公平性の確保に努めます。

介護サービスや福祉サービスなどについて、相談体制を充実させ、社会福祉協議会やその他の社会福祉法人と連携し、市民の身近な場所に相談窓口を設置します。

指標

項目	現状値(平成18年度)	目標値(平成24年度)
介護予防事業利用率	特定高齢者の30.4%	特定高齢者の50.0%

*1 地域支援事業：市が実施する介護予防事業（保険給付以外）などのことで、平成18年度の介護保険制度改正により創設されたものです。

*2 一般高齢者：要支援・要介護認定者と特定高齢者以外の方の自立した生活を送っている高齢者のことです。

*3 特定高齢者：要支援・要介護認定者以外の方で、要支援・要介護状態となるおそれがある高齢者のことです。

*4 介護予防ケアマネジメント：特定高齢者や支援が必要な高齢者などの自立と日常生活の質の向上を図るために、対象者の状況とニーズに対して、適切な社会資源やサービスを結びつける一連のプロセスのことです。

*5 介護認定審査会：介護サービスの利用を希望する被保険者の審査をその介護の必要の程度に応じて、要介護認定基準で定める区分（要介護状態区分）に判定するための機関のことです。

現況と課題

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える中核的な医療保険であり、市民の健康の保持増進を図っていくうえで重要な役割を果たしています。

本市における被保険者数はここ数年横ばいとなっています。平成20年度には後期高齢者医療制度の創設に伴い、一旦は3万人程度にまで減少する見込みですが、団塊世代の退職に伴い、再び被保険者が増加することが予想されます。

急速に進む高齢化、医療技術の高度化などに伴う医療費の増加や保険税収納率の低下などにより、国民健康保険財政は厳しい状況が続いています。

このため、保険税収納率向上対策の強化充実、医療費適正化対策の推進などを図りながら、長期的な視点に立った適正な基金保有額を維持するなど、財政の安定化を図っていく必要があります。

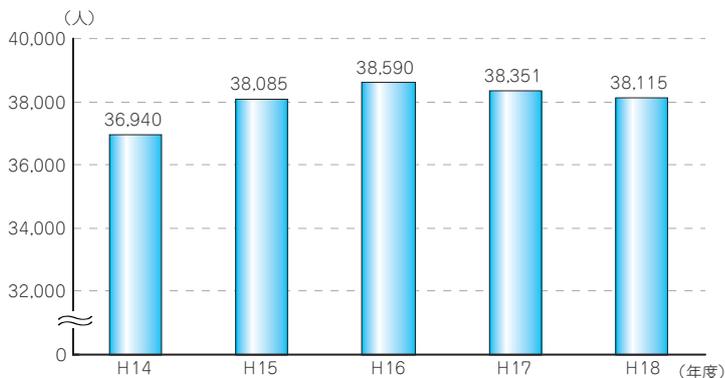
また、増加し続ける医療費を抑制するため、従来の保健事業を推進するとともに、医療制度改正に伴い、医療保険者に対して、生活習慣病予防対策としての特定健康診査や特定保健指導の実施が義務付けられたところであり、その確実な対応が求められています。

さらに、本市には国民健康保険診療所が2か所設置されており、地域における健康維持のための役割を果たしていますが、地域医療の確保に配慮しながら、運営のあり方などについて検討を行っていく必要があります。

平均寿命の伸長とともに本格的な高齢社会を迎えた今日、国民年金制度の果たす役割はますます重要になってきています。しかし、その一方で、少子高齢化の進展や制度に対する将来的な不安などから、保険料の未納問題は一層深刻化しています。

こうしたことから、市民への広報活動を充実し、制度に対する信頼回復に努めるとともに、未加入者の解消と保険料の納付を促す必要があります。

国民健康保険被保険者数の推移



資料：市民課



生活習慣病予防対策として実施されている「健康診査」

基本方針

国民健康保険の安定した運営により、適正な保険給付を行うとともに、被保険者の健康の保持増進、生活習慣病予防対策の充実に努めます。

すべての市民が将来年金を受けられることができるよう、国民年金制度の普及啓発活動を推進します。

施策の展開

(1) 国民健康保険財政の安定化

事業を安定的、円滑に実施するため、財政の基盤強化を一層推進する必要があり、そのための対策として、保険税の収納率の向上、適正な基金保有額の維持に努めます。

また、市長会、国民健康保険団体連合会などを通じ、国に対して財政基盤強化のための制度改善を要望するとともに、給付の適正化に努めます。

(2) 医療費の適正化

平成20年度から医療保険者に義務化されている特定健康診査、特定保健指導について、実施体制の整備充実に努めるとともに、「特定健康診査等実施計画*1」に基づき、生活習慣病予防対策を計画的に推進し、医療費の適正化に努めます。

(3) 国民健康保険診療所の運営

国民健康保険診療所の円滑な運営を図り、地域医療の充実に努めるとともに、今後の運営のあり方について検討します。

(4) 国民年金制度の推進

高齢者の所得保障を目的とする公的年金制度に対する市民の理解を得るため、広報活動などの充実に努めるとともに、社会保険事務所などの関係機関との協力連携のもと、適用対策や年金相談などの充実に努めるとともに、すべての市民が将来年金受給権を確保できるように努めます。

指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
国民健康保険税収納率	90.9%	92.0%
国民健康保険加入者1人当たり医療費	236,118円	県平均以下

*1 特定健康診査等実施計画：平成18年度の医療制度改正の一環として、医療保険加入者に対して、国が定める特定健康診査等基本指針に即して、特定健康診査などを実施することに関する計画のことです。